

第3次笠間市環境基本計画【概要版】

1 計画策定の背景及び目的

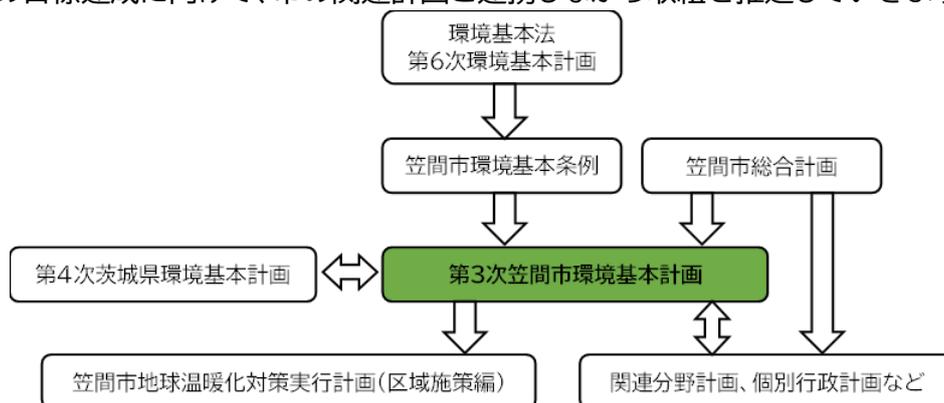
本市では、2008(平成20)年3月に「笠間市環境基本計画」、2016(平成28)年3月に「第2次笠間市環境基本計画」を策定し、市が目指す望ましい将来像「豊かな自然との共生 水と緑の里 かさま」の実現に向けて、市民や事業者といった各主体と連携して環境への取組を推進してきました。

その後、国内外の環境をめぐる社会動向が大きく変化していることを踏まえ、市の環境に関する取組の更なる推進を目的として、「第3次笠間市環境基本計画」(以下「本計画」とします。)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「笠間市環境基本条例」第9条に基づき、市の環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向性を定めるものです。

本計画の目標達成に向けて、市の関連計画と連携しながら取組を推進していきます。



3 計画の対象範囲

本計画においては、「自然環境」、「生活環境」、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「環境教育・協働」の5つを軸に、以下の内容を対象範囲とします。

分野	対象
自然環境	生物多様性／自然景観／公園・緑地
生活環境	環境管理・公害防止／有害化学物質／暮らしのマナー・モラル
脱炭素社会	再生可能エネルギー ¹ ／省エネルギー／持続可能なまちづくり／気候変動への適応
循環型社会	廃棄物／プラごみ
環境教育・協働	環境教育・学習／環境保全活動

¹ 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど、持続的に利用できるエネルギーのこと。

4 計画期間

本計画では国内外の環境に関する動向を踏まえるとともに、環境課題解決に向けた取組を短期間で集中的に推進するため、計画期間を2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。

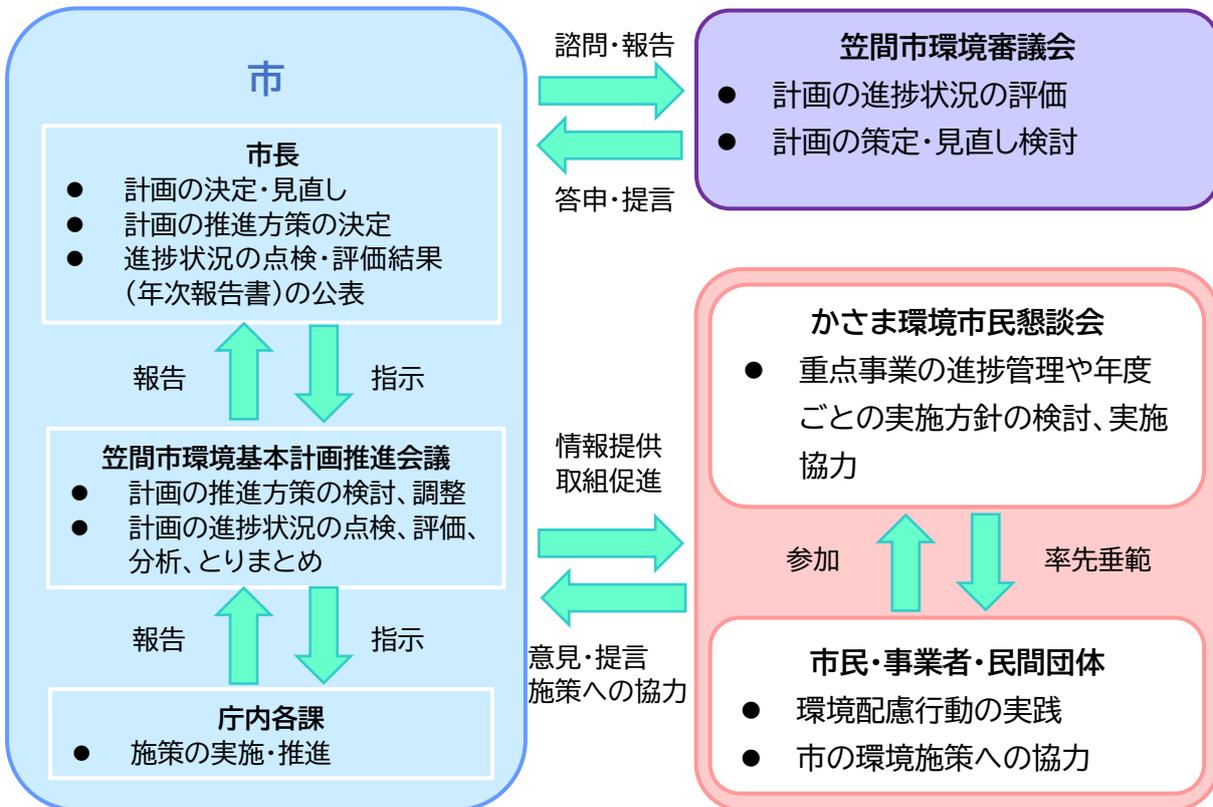


5 本市が目指す将来の環境像

自然との共生 かさま

6 計画の推進体制

計画の実効性を高め、効果的に推進していくため、市民、事業者、民間団体、市の協働のもとで、それぞれが与えられた役割を自主的に果たすための仕組みづくりに努めます。



7

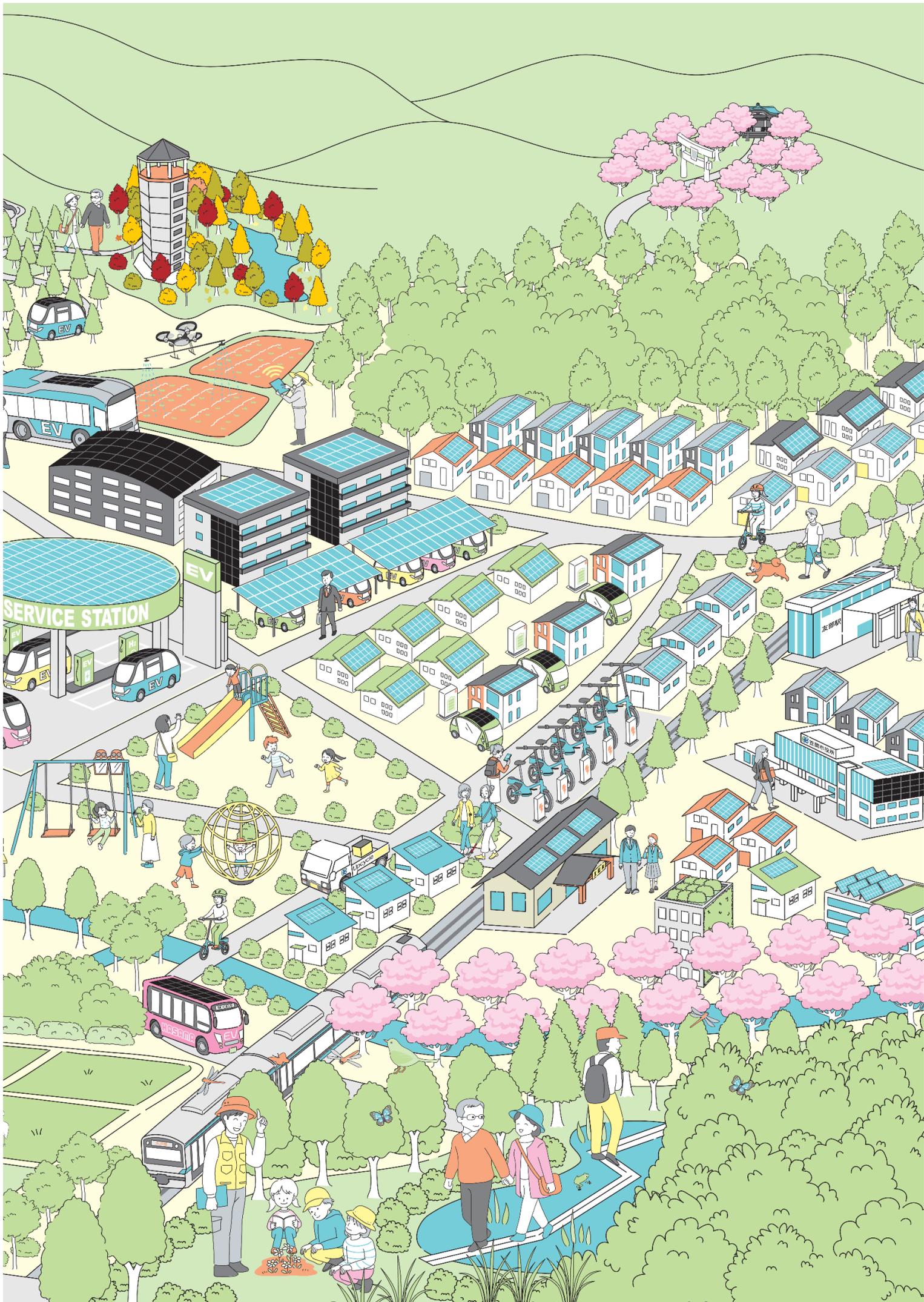
環境目標と施策体系

本市が目指す将来の環境像を実現するため、5つの環境分野ごとに環境目標とそれを達成するための取組方針を定めました。

目指す将来の環境像	自然との共生 かさま	
環境目標	環境要素	取組方針
1. 田園風景が美しく 文化と調和した 自然環境	1-1 生物多様性	生物多様性の保全・回復を目指し、健全な生態系を維持します
	1-2 自然景観	美しい自然景観・田園景観を保全・創造します
	1-3 公園・緑地	潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・活用します
2. 住み心地がよく 健やかな生活環境	2-1 環境管理・公害防止	環境汚染や公害を未然に防ぎます
	2-2 有害化学物質	有害化学物質から健康を守ります
	2-3 暮らしのマナー・モラル	誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます
3. 地球温暖化防止へ 貢献する脱炭素社会	3-1 再生可能エネルギー	再生可能エネルギー導入により、市全体へのエネルギーの自家消費を進めます
	3-2 省エネルギー	エネルギーの有効利用を推進します
	3-3 持続可能なまちづくり	住みやすく、働きやすく、災害に強い、持続可能な地域づくりを推進します
	3-4 気候変動への適応	気候変動による影響に対して、適応策に取り組みます
4. 資源を有効活用 する循環型社会	4-1 廃棄物	4Rを推進し、ごみの排出量を減らします
	4-2 プラごみ	環境負荷ゼロへの挑戦(プラスチックごみゼロ宣言)のもとプラスチックの排出抑制及びリサイクルを推進します
5. 共に考え自ら 行動する各主体 による協働	5-1 環境教育・学習	環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます
	5-2 環境保全活動	各主体の活動を活性化し、主体間の連携・協力を推進します

本市が目指す将来の環境像





1. 田園風景が美しく文化と調和した自然環境

関連する
SDGsのゴール



目指す笠間市の姿

豊かな自然環境が保全され、多種多様な生物が生息しており、一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、身近な自然の保全に取り組んでいます。

また、各自が良好な景観形成に協力し、歴史・文化的資源を保全する取組に参加しています。



自然観察会

出典：笠間市Webサイト

環境要素と取組方針

環境要素	取組方針
1-1 生物多様性	生物多様性の保全・回復を目指し、健全な生態系を維持します
1-2 自然景観	美しい自然景観・田園景観を保全・創造します
1-3 公園・緑地	潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・活用します

各主体に期待する役割

各主体

- ・良好な自然環境の維持管理に協力します。
- ・特定外来生物について知識を深めるとともに、県や市への通報など適切な処置を行います。
- ・生物多様性の保全・回復について自発的に学習・実践します。
- ・まちの美化や緑化など、景観形成・保全対策に協力します。
- ・自然や景観に関する学習活動やイベントに参加・協力します。
- ・公園の維持管理(美化・緑化活動)に参加・協力します。

市民

- ・ビオトープ²の整備に参加・協力します。
- ・森林所有者は、森林管理に努め、健全で豊かな森林を保全します。
- ・外来種を持ち込んだり、放したりしません。

事業者

- ・河川等の整備に際しては、自然植生を破壊しないよう十分注意するとともに、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用に努めます。
- ・開発事業を行う際は、景観保全対策を実施します。

² 生物が生息する空間のこと。池沼、湿地、草地、里山林など様々なタイプのビオトープがある。

2. 住み心地がよく健やかな生活環境

関連する
SDGsのゴール



目指す笠間市の姿

大気汚染や水質汚濁、騒音、土壌汚染など、身の回りの環境問題が抑制され、人の健康や良好な生活環境が維持されています。また、一人ひとりが環境美化活動に取り組み、ごみのポイ捨てや不法投棄のない美しい街並みが保全されています。



不法投棄

出典:笠間市Webサイト

環境要素と取組方針

環境要素	取組方針
2-1 環境管理・公害防止	環境汚染や公害を未然に防ぎます
2-2 有害化学物質	有害化学物質から健康を守ります
2-3 暮らしのマナー・モラル	誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます

各主体に期待する役割

各主体

- ・エアコンや冷蔵庫など、フロンを使用する機器の適正な廃棄及び処理に努めます。
- ・井戸を所有している家庭・事務所では、その適正管理に努めるとともに、井戸水(地下水)汚染に対し関心を持ち、定期的に井戸水調査を実施します。
- ・使用済み食用油は適正に処理します。
- ・不法投棄監視のボランティアに参加・協力します。また不法投棄や不適切なごみ排出などを発見した場合は、速やかに市に連絡します。
- ・道路や排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動に参加します。

市民

- ・家庭ごみなどは適正に処理し、野焼きは行いません。
- ・生活雑排水の適正処理に努めるとともに、浄化槽を定期的に整備・点検します。
- ・石けんや洗剤は環境にやさしい製品を選択し、適正な量を使用するよう努めます。
- ・ペットの適切な飼育方法等のルールやマナーを順守します。

事業者

- ・農業従事者は、化学肥料や農薬の使用量を減らした「環境にやさしい農業」に取り組みます。
- ・公害防止の設備・機器の導入に努めます。
- ・法令適用外の事業活動であっても、周辺の生活環境に影響を与えないよう対策を講じます。
- ・化学物質を扱う事業所では、化学物質を適正に管理・使用します。

来訪者

- ・持ち込んだごみは自宅に持ち帰り、適切に処分します。
- ・市内の施設等はきれいに使用します。

3. 地球温暖化防止へ貢献する脱炭素社会

関連する
SDGs のゴール



目指す笠間市の姿

省エネ設備の導入や自家消費のための太陽光発電設備の設置が進み、温室効果ガスの排出量が抑えられた、脱炭素型のまちになっています。また、気候変動への適応が進み、生活への影響が最小限となっています。



公用車(電気自動車)

環境要素と取組方針

環境要素	取組方針
3-1 再生可能エネルギー	再生可能エネルギー導入により、市全体へのエネルギーの自家消費を進めます
3-2 省エネルギー	エネルギーの有効利用を推進します
3-3 持続可能なまちづくり	住みやすく、働きやすく、災害に強い、持続可能な地域づくりを推進します
3-4 気候変動への適応	気候変動による影響に対して、適応策に取り組みます

各主体に期待する役割

各主体

- ・省エネ機器の導入や環境負荷が少ない商品の購入に努めます。
- ・冷暖房設備使用時は、適正な温度設定を心がけます。
- ・使用していない部屋の照明などは、こまめに消します。
- ・日頃から節水を心がけます。
- ・夏は適切に空調機器を使用するとともに、こまめな水分補給や打ち水、緑のカーテンに取り組み、暑さ対策を行います。

市民

- ・住宅の屋根に太陽光発電設備を設置するなど、再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費に努めます。
- ・住宅の新築や建替えにあたっては、断熱効果の高い建物や住宅を検討します。また、省エネルギー設備を積極的に導入します。
- ・通勤や買い物、旅行などの際は、できるだけ徒歩や自転車、鉄道などの公共交通機関を利用します。

事業者

- ・建造物の新設や更新にあたっては、再生可能エネルギーの導入及び自家消費に努めます。
- ・出張の際に相乗りや公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を抑制するとともに、短距離の移動は徒歩や自転車利用に努めます。
- ・小売店においては、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、一時的に暑さをしのぐ場所としてだれでも利用できるよう、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定に協力します。

4. 資源を有効活用する循環型社会

関連する
SDGs のゴール



目指す笠間市の姿

廃棄物の減量や資源化に関する取組が進み、資源循環型のまちが形成されています。また、一人ひとりがマイバッグやマイボトルを持ち歩くといった取組を行い、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックごみを排出しない生活を実践しています。



不要になった食用油の回収

出典:笠間市Webサイト

環境要素と取組方針

環境要素	取組方針
4-1 廃棄物	4Rを推進し、ごみの排出量を減らします
4-2 プラごみ	環境負荷ゼロへの挑戦(プラスチックごみゼロ宣言)のもとプラスチックの排出抑制及びリサイクルを推進します

各主体に期待する役割

各主体

- ・ごみ問題や4R について関心を持ち、自発的に取り組みます。
- ・ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減に自発的に取り組みます。
- ・プラスチックの排出抑制やリサイクルについて理解を深め、新たに構築される市の分別ルールに協力します。

市民

- ・ごみの減量化やリサイクルを推進するため、エコクッキング³等の普及啓発活動を通じて、積極的に生活習慣を見直す取組に努めます。
- ・買い物の際はエコショップ⁴を積極的に利用するなど、環境に配慮した商品を選択します。
- ・使わなくなった家電等は、リユースショップを利用するなど、ごみの減量化に努めます。
- ・ごみの収集日を把握し、市の分別方法や適応なごみ出しのルール、マナーを順守します。

事業者

- ・飲食店や食品加工場等では、生ごみを減らす工夫に努めるとともに、生ごみ処理機の活用などにより、飼料や肥料として減量化やリサイクルに努めます。
- ・エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。
- ・環境マネジメントシステムの構築など、事業活動における廃棄物の減量化・リサイクルに努めます。
- ・事業所内でプラスチックのリデュース、リユース、リサイクルを推進するなど、プラスチックの資源循環に取り組めます。
- ・プラスチック使用製品について環境に配慮した開発や販売に努めます。

³ 地産地消、必要な分だけ購入するなど、環境に配慮した買い物から、食材を無駄なく利用した料理、ごみの分別とリサイクルを考慮した片付けなどの取組。

⁴ 環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる店舗。茨城県及び笠間市を含む各市町村において、エコショップの認定申請を受け付けている。

5. 共に考え自ら行動する各主体による協働

関連する
SDGs のゴール



目指す笠間市の姿

誰もが環境問題に関心を持ち、環境教育・環境学習の機会を積極的に利用して理解を深めるとともに、自らができることを考え、責任ある行動を取っています。また、市や市民、事業者、民間団体といった各主体の連携・協力により、環境保全活動が活発に行われています。



環境寺子屋の開催風景

出典：笠間市Webサイト

環境要素と取組方針

環境要素	取組方針
5-1 環境教育・学習	環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます
5-2 環境保全活動	各主体の活動を活性化し、主体間の連携・協力を推進します

各主体に期待する役割

各主体	<ul style="list-style-type: none"> ・市が提供する環境情報を利用します。 ・環境保全について、自発的に学習・実践します。 ・他の民間団体や事業者等との連携や情報交換に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭において幼児期から環境教育・環境学習に努めます。 ・地域で行われる各種講習会や体験型の学習プログラム等に参加・協力します。 ・地域のコミュニティや住民団体等による環境保全活動等に参加・協力します。 ・体験型学習施設や出前講座等を活用し、環境学習に努めます。 ・環境保全に関する講習会や研修会、コミュニティ活動等に参加・協力します。 ・市の広報紙やSNSから環境保全に関する情報を収集し、環境サポーター制度⁵に登録します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関するチラシやパンフレットを事業所内で掲示・配布するなど、環境教育・環境学習を実践します。 ・地域で行われる各種講習会や体験型の学習プログラム等に参加・協力します。 ・環境保全に関する講習会や研修会、コミュニティ活動等に参加・協力するとともに、従業員等の参加を奨励します。

⁵ 環境保全活動に賛同する市民に、市の環境情報を発信する SNS(Facebookや Instagram)をフォローしてもらおうことで、環境保全活動の活性化を図る制度。

編集 笠間市 環境推進部 環境政策課
〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号
TEL 0296-77-1101(代表)
Webサイト <https://www.city.kasama.lg.jp>
E-mail kankyo@city.kasama.lg.jp

計画の全文は
笠間市Webサイトから
ご覧いただけます。

